

KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

被疑者・被告人と人権：選挙違反事件を中心に

メタデータ	言語: jpn 出版者: 関西外国語大学 公開日: 2016-09-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 久礼, 義一, 平峯, 潤 メールアドレス: 所属: 関西外国語大学短期大学部, 関西外国語大学短期大学部
URL	https://kansai.gaidai.repo.nii.ac.jp/records/5761

研究ノート

被疑者・被告人と人権

～選挙違反事件を中心に～

久禮 義一
平峯 潤

(1) はじめに～増える無罪判決～

最高裁の集計によると 2006年に無罪判決を受けた 126人の内訳は高裁 20人（逆転無罪のみ）、地裁 92人、簡裁14人。90年代後半は全国で年間50人～60人にとどまっておられ、2006年は 1997年に比べて倍増した。裁判数の増加に伴って、有罪判決も増える傾向にあるが、地裁レベルでみると、05年に有罪判決を受けたのは約77000人で 10年前の約1.4倍にとどまり無罪の増加率約2倍を下回る。

2007年も各地で「無罪ラッシュ」が続いた。あとで詳しく考察する鹿児島県議選の買収事件で公職選挙法違反の罪に問われた県議ら12人全員無罪となったいわゆる「志布志」事件や、服役後に真犯人が判明した「富山水見」事件が注目される。^(注1、注2)

事件が発生し特に凶悪犯罪の場合、早期に犯人を逮捕しようとさせる捜査員が事件に多少関係あるという人物を取り調べ、自白を迫ることは許されることではないが、1パーセントの弁解が許される。しかし、鹿児島志布志事件、大阪高槻事件のように、事件そのものが存在しなかったいわゆる「デッチ上げ」事件は、決して許すことができない。

憲法で被疑者・被告人は

- ① 不当な逮捕を受けることのない権利（33条）
- ② 不法な抑留・拘束を受けることのない権利（34条）
- ③ 不法に捜査・押収されない権利（35条）

- ④ 公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利（37条1項）
- ⑤ 弁護人依頼権（37条3項）
- ⑥ 不利益な供述強要の禁止（38条1項）
- ⑦ 強制・拷問もしくは脅迫による自白は証拠能力なし（38条2項）
- ⑧ 自白の証拠だけでは罰せられない（38条3項）

と規定されているにもかかわらず、なぜ大人が「やってもいないこと」を「やった」、「行ってもいない」のに「行った」と自白する、いわゆる「擬制自白」をするのか、普通では理解しがたいことである。

しかし、私たちは冤罪を、気の毒な人に降りかかった「他人の悲劇」としてみてはならない。というのは、この悲劇が明日にも、自分の身の上に降りかかってくるかもしれないからである。

例えば、犯人を特定できる証拠が見つからないと、捜査当局はあやしいと思う人を逮捕し、強引で狡猾な手段を使って糾問的に取り調べる。あやしいとにらむ根拠は、アリバイがはっきりしないと、日頃の素行が悪いとかいった程度のものであることが多い。

取り調べは頭から犯人視するやり方で、アリバイなど確実な無実証拠を出さない限り犯人だという前提で自白を迫る。被疑者がそれに耐えきれず、その場しのぎに虚偽の自白をすると、それに合わせて証拠固めが行われ、起訴される。裁判で自白は嘘だったと主張しても、裁判所は耳を傾けず、自白をもとに有罪を言い渡すという場合が多々発生している。このような冤罪の悲劇を許してはならない。

では、どうすれば冤罪を防ぐことができるか。その方策をさぐり実行することは、私たちが人権尊重の民主主義社会の一員として生きていくうえで、緊急に必要な課題だと考える。

そのためには、何よりもまず、なぜ冤罪が生ずるのか、そのメカニズムを明らかにしなければならない。そのメカニズムの実体は、刑事手続きに関与する人々の、具体的状況下におけるさまざまな判断の集積にほかならない。

したがって、冤罪のメカニズムを本当に理解しようと思う人は、それらの判断過程に、具体的に分け入ってみなければならない。それはわずらわしい

作業ではあるが、必要なことである。^(注3)

元検事田中森氏は我が国の制度には冤罪を生み出す構造的問題点があるとし、最も大きな原因は、裁判が調書の検証作業中心になっていることだと思ふと述べる。つまり、日本の刑事司法では、捜査段階で言ったことと、法廷で言ったことが違った場合、捜査段階の供述が証拠として採用されることになっている。それはなぜかという「日本人は人前では本当の事を言わず、建前しか言わない」から、密室である取調室での供述が信用できるというのが、法の基本的な考え方だ。しかし、欧米の法律は違う。「神に誓ったら嘘は言わない」という考え方がある。法廷では神に誓うから、その供述が信用されるわけだ。

日本では、取調べでうまく調書を取りさえすれば、有罪にできる。だから、日本の刑事裁判では99.9%が有罪になるわけだ。極端に言えば調書さえうまく取ればいいわけだ。検事や警察官は、その各都道府県警の捜査二課などには、選りすぐられた優秀な人間が配置される。彼らは容疑者をどういう状況に追い込めば自供が得られるかを知り尽くしているプロ中のプロだ。素人である容疑者が、いくら抵抗したってかなうわけがない。

自白が「証拠の王」といわれるのは、真実を最もよく知っているのは、犯人しかありえないからだ。自由な環境で自白したものであれば、これ以上信用できる証拠はない。しかし、自白が「証拠の王」といわれるが故に、無理強いすることになるわけだ。

それから、責任を取るシステムがないことも、冤罪を生む大きな要因の一つだと思う。冤罪が明らかになった場合、検察や警察の長が形式的謝罪することはあっても、捜査を担当した個人に対しては全く責任が問われない。だから「冤罪を起こしたら大変だ。慎重にすべきだ」という意識が育たないんじゃないかと思う。^(注4)と述べている。

普通の刑事事件と違って、選挙違反摘発が時の権力と結びつくと民主政治は危機状態に陥る。現代政治における選挙の重要性、役割については今さら論をまたない。

選挙が民主的に行われない国に、民主主義が存在しない、といっても決し

て過言ではない。また無理な選挙関係者への取り調べ、逮捕は「選挙に関係したら危ない」という意識を選挙民に与え、選挙・政治への無関心を引き起こす原因ともなるので、特に慎重であらねばならない。それにもかかわらず昨今、事件そのものが存在しなかったのに事件を「捏造」した、まったくの「デッチ上げ」事件や、適法な政治活動を選挙違反として起訴した事件が続出している。例えば、鹿児島志布志事件、大阪豊中事件、大阪堺事件である。いずれも無罪となったが、本稿においては、三つの選挙違反事件の分析を通じて冤罪の発生原因と考えられる現行刑事事件の取り調べ状態、法制度の問題点、換言すれば法規定と現状の矛盾点を指摘する。そのことが人権尊重の刑事裁判制度確立への手掛かりとなれば幸いと考えるからである。

(2) 主なる無罪判決選挙違反事件の概要

① 鹿児島志布志事件

鹿児島曾於郡志布志町（現志布志市）での事件のため志布志事件と称するこの事件をめぐるのは図表①のごとく多くの事件、訴訟が行われたが、本稿では買収会合事件、ビール供与事件（いわゆる踏み字事件）に限定して論を進める。

買収会合事件の判決は

・中山被告のアリバイ

他の会合に出席していて買収があった会合に出席できない。

・証拠による裏付け

自白によると、買収会合においては、起訴されている分だけでも191万円の金銭が供与されたことになっており、それ以外にもかなりの額の金銭が供与されたとされている。これだけ多額の現金が供与されたというのであるから、中山被告やその親族らの預金残高の変動など、中山被告が金銭を抛出したことをうかがわせる何らかの客観的な徴表があつてしかるべきである。

にもかかわらず、このような客観的証拠は全く提出されておらず、供与金の原資が全く解明されていない。

・ 供述の変遷

買収会合が開かれたと自白した5被告の供述経過をみると、合理的な理由のない変遷が多々みられる上、その過程で5人の供述が相互に影響を及

「志布志事件」をめぐる流れ

中山信一さんに対して鹿児島県警が描いた4事件

ビール供与 (取り調べ・ 03年4月～)	焼酎・現金 供与 (取り調べ・ 03年4月～)	買収会合 (取り調べ・ 03年4月～)	現金供与 (取り調べ・ 03年7月～)
建設業者にビールを配って投票を依頼した疑いで3人が聴取されたが、立件されず。 「踏み字」事件が発生。	住民に焼酎と現金を配って投票を依頼した疑いで2人が逮捕されたが、不起訴。	懐集落での4回にわたる買収会合で、投票依頼のため、計191万円が授受された難いで15人が逮捕され、在宅起訴1人を含めて13人が起訴。弁護士との接見内容調査化が行われる。	20万円を供与されて、そのうち3万円を3人に配った疑いで1人が聴取されたが、立件されず。
2003年4月	統一地方選挙・鹿児島県議選で、中山信一候補が当選、鹿児島県警は、「ビール供与」の疑いで聴取に入り、つづけて、「焼酎・現金供与」の疑いで逮捕を始める。		
5月	「買収会合」の疑いで、逮捕を始める。		
6～7月	「買収会合」の13人を起訴。		
7月	「現金供与」の疑いで聴取を始める。		
2004年4月	弁護士との接見内容調査化の違法性を訴える接見交通権侵害訴訟提訴。「踏み字」に対する慰謝料請求訴訟提訴。		
2006年10月	住民らが県警の違法捜査に対する損害賠償訴訟を提訴。		
2007年1月	「踏み字」訴訟で、鹿児島地裁が県に賠償支払いを命ずる判決(2月に確定)。		
2月	鹿児島地裁、「買収会合」事件(志布志事件)被告全員に無罪判決(3月に確定)。		
9月	「踏み字」事件で、8月末に退職した浜田元警部補が起訴される。		
10月	「買収会合」事件の元被告らが、国と県を相手に国家賠償請求訴訟を鹿児島地裁に提訴。		
2008年3月	福岡地裁、「踏み字」事件で浜田元警部補に有罪判決(被告側控訴)。		
	鹿児島地裁、接見交通権侵害を認定、接見内容調査化違法の判決(4月に確定)。		

図表① 『冤罪を追え』朝日新聞出版 2008年5月

ぼし合っていたことが強く疑われる。

・ 自白の具体性

自白した被告らはいずれも、長期間・長時間にわたる取り調べで取調官から厳しく追及され、供述を押し付けられたと主張している。自白の中にあるはずもない事実が具体的かつ迫真的に表現されていることは、自白の成立過程で、被告らの主張するような追及的・強圧的な取り調べがあったことをうかがわせる。

4回の会合事実に関する被告らの自白全体の信用性に疑問を生じさせるというべきである。

・ 結論

被告らの自白はいずれも信用することができず、ほかに本件公訴事実を認めるに足る証拠もない。公訴事実については犯罪の証拠がないことに帰するから、被告12人に対していずれも無罪の言い渡しをする。

② 大阪高槻選挙違反事件

86年夏の衆参ダブル選挙の時、参議院大阪選挙区で自民党は大阪府議会議員の京極俊明氏を公認候補にした。この時にはタレント候補の西川きよし氏が同じ選挙区から出馬していた。定数3で、結果は西川氏が百万票を超える大量得票で当選、次に公明の峯山昭範氏、三位に共産の沓脱タケ子氏が入って、京極氏は次点に泣いた。

その選挙で高槻市議平野一郎氏が逮捕された。平野氏の容疑は公職選挙法違反。後の裁判での検察の起訴状によれば、

・ この年の3月下旬、高槻市の市議会議員・平野一郎氏は、京極氏の票取りまとめのために自分の後援会の役員を自宅に招き、出席した27人に現金3万円と菓子を渡した

・ 同じ目的のために、四月に3回に分けて、合計143人の後援会の人々を高槻森林観光センターで接待し、その場で京極氏に挨拶をさせた

この事件については逮捕された人147人が取調の段階で自白をしたが、公判

ではすべて供述を翻した。

裁判の争点は①役員会はほんとにあったのか、②宴会の席に京極氏は本当に来たのか、であったが、27人の役員全員がそろった日がなく、結果、役員会はなかったとされた。また京極氏は本当に宴会の席に現れたのかということについては、宴会が開かれたことは平野さんも認めている。それが選挙違反になるかどうかは、京極氏が出席したかどうかに懸かっている。京極氏は、捜査段階で一度は否定したが、その後、行ったと認め、裁判では再び「行かなかった」と証言した。

判決は、初公判から4年半後の91年3月になされ、平野氏の後援会の役員会が開かれておらず、高槻森林センターの懇親会にも京極氏は出席していなかったとして大阪地方裁判所は全員に無罪を言い渡した。検察側が控訴を断念して、判決は確定した。しかし、裁判中に被告の8人が亡くなり、また5人が病床にあって裁判所に出頭できず、無罪判決を聞くことができなかった。^(注5)

自白証書を 取られた人数	
	自白した人数
7月6日	投票
7日	取調べ開始 3人
8日	0人
9日	1人
10日	1人
11日	2人
12日	6人
13日	5人
14日	4人
15日	5人
16日	6人
17日	8人
18日	3人
19日	8人
20日	8人
21日	7人
22日	8人
23日	捜査員増強 15人
24日	11人
25日	12人
26日	10人
27日	1人
28日	5人
29日	2人

図表②（注5）より引用

③ 大阪堺事件

05年の衆院選で当選した岡下信子・衆院議員（自民、大阪 17区）への投票を依頼する目的で有権者に酒や食事をふるまったとして公職選挙法違反（供応）の罪に問われた堺市議で元市議会議長の北野礼一被告（61）ら3人の判決が、大阪地裁であった。西田真基裁判長（千賀卓郎裁判長代読）は「酒食の提供は自らの支持者への慰労目的で計画された。捜査段階での供述

以外に供応目的だったことを示す証拠はなく、供述内容を押しつけた疑いを払拭できない」と述べ、3人に無罪（求刑罰金20万～30万円）を言い渡した。

ほかの2人は、北野市議の妻るり子被告（58）と、同市議の後援会長、北埜武男被告（66）。

3人は、05年の衆院選公示後の同8月31日夜、堺市内の焼き肉店に支持者ら32人集め、1人当たり約五千円相当で接待し、岡下議員への投票を依頼したとされていた。接待が同議員への投票依頼する供応目的か、北野氏の支持者らへの慰労目的かが争点だった。

判決は、宴会の案内状が衆院解散3日前の8月5日に作成されたことを示すデータが、北野市議側のパソコンに保存されていたと指摘。岡下議員も支援を訴えるあいさつをしたが、飲食が始まったのは岡下議員が退席した後だったとした。

そのうえで、「公選法違反の危険を冒して投票を依頼したと考えるには相当の疑問が残る」と述べ、北野市議の市議会議長就任パーティーを手伝った支援者への慰労目的だったと認定した。^(注6)

(3) 取り調べの実態

(一) でのべたような権利が被疑者・被告人に憲法上認められているが取調べの実態は次の通りである。

① 鹿児島志布志事件

(a) 買収事件

・被告人A

取調官から「お前のせいで、お前のせいで」、「みんな捕まっているから、かわいそうじゃないか」、「早く反省して出ないと」、「お前が反省しないと、逮捕は何回でもできるし、ほかの人もまだ逮捕できるけど、それでいいのか」、「認めないと長く掛かる」などと連日激しく責め立てられた。(判決文52頁)

・被告人J

体調は依然としてすぐれず、病院で点滴を受けてから取り調べを受けており、昼食は「食べたくない」としてずっと取っていなかった。(判決文65頁)

・被告人D

4月17日以降、8月上旬ころまで、連日のように長時間にわたる取り調べを受け、「もらっただろう。もらっただろう」などと執拗に言われたり、「もう全部わかっているんだから正直に話しなさい」、「ほかの人はもう言っているよ」、「選挙違反というのは交通違反と一緒にだから、殺人をしたわけじゃないんだから罰金さえ払えばすぐ出られる」(判決文60頁)

・被告人B

「口で言えないんだったら鉛筆で書きなさい」といって強引に鉛筆を持たせたり、机をたたいたりした。(判決文73頁)

「ほかの人はもう認めているんだ。認めないと逮捕になるぞ」、「認めないと地獄に行くぞ」、机の上に両手を乗せた状態で「絶対下げるな」といわれ、ずっとその姿勢のまま取り調べを受けさせられた。(判決文73頁)

・被告人C

「やったろうが、もらっただろうが」、「あなたは嘘ばかり言うから、私が裸になっても、財産も何もなくなるまでやるよ」、「もらっていないと言うなら証拠を出せ」^(注7)

(b) いわゆる踏み字事件

浜田隆広警部補は2003(平成15)年4月、初当選した中山信一県議(62)を支援していた川畑幸夫さんを任意で取り調べ、孫や実父の名前と「早く正直なじいちゃんになってください」などと書いた紙3枚を、両足首をつかんで1回踏ませた。^(注8)

② 大阪高槻事件

平野一郎氏が当時の取調室での刑事の言葉を思い出しながら語る。

「大阪府警は奈良の大仏さんにでもモノを言わすんやぞ。認めて、早よ帰って、ビールでも飲んだらどや。こんなもん、きょうび交通違反起こしても銭の2万や払わないかんのや」

というものだった。平野氏は、3月には役員会などなく、全くの事実無根。また4月の宴会は親睦会であり、京極氏はその場には来ていない、と主張した。

しかし、そんなことに耳を貸す警察ではない。投票の翌日から平野氏に対して取り調べを開始すると同時に、宴会に出席した後援会の人々を次々に大阪府警本部に呼び出した。取り調べに当たった刑事は後援会の役員に対しては「平野のうちへ行っただろう。そこで菓子折をもらっただろう。その箱の底には1万円札が入っていただろう。何枚あったんだ」という質問を繰り返した。またほかの後援会の人々に対しては「宴会で飲ませてもらったんだろう。その席に京極がいたはずだ。どの辺に座ったんだ」という質問を浴びせつづけた。

7月7日から始まった取り調べは夏の暑い盛りに延々と続いた。100人を超える人が次々に呼び出され、時には1日10時間以上、エアコンもない狭い取調室で二人の刑事に両側から挟まれ、怒鳴られ、時には小突かれた。後援会の人々が当時を語る。

T氏（60歳台）「いや、（京極氏は）来てないと言うても、なんと言おうと『あかん』。そのうち調書を出してきよりました。ほかの人、みな書いとるやないかと言うて見せよるんですよ。みな、京極来た、と言うとるやないかと…」

E氏（70歳台）「みな、来たと言うてるのに、お前だけ、来てない言うても話が通らん。それやったら毎日来てもらう。そして場合によったら、家族もみな呼ぶから」

一つの事件に複数の関係者がいる場合「相棒は既に口を割った」と言うのは取り調べの常道で、それが通じないと分かると、次は脅しになる、

E氏「（京極氏が）来た、と言わないのなら、今晚、泊まってもらおか。泊まって、ヤクザと一緒にになったら、寝られへんで」

それでもがんばる人に対しては、もっと過酷な別の手が使われる。

I氏（60歳台）「ミンミンと言いまして、昔、軍隊で盛んにやったらしいですが、柱のどこへ手を上げて、柱にもたれて、奥さんの名を呼んで、『私は悪いことをしました』と繰り返してやらせます」

記者「セミのような格好ですか」

I氏「そうそう、セミのとまったような格好させて、セミが鳴いたように同じことを言わすんですな」

I氏は長い人生でこれ以上の屈辱はなかったと涙ながらに語った。そんな中で、一人、二人と落ちていく。

D氏「一番暑い時ですわ。十時間以上、狭いところで、そこでドンドンやるんですもの。冷房はないし、暑い暑い。下着なんかドボドボになります、汗で。それで、これなら体が持たんと思いまして、一時間でも早よ返してもらおうと思って、みなで、しゃあないで、来てへんけど（来たと）言わな。後でなんとかなるやろと…」^(注9)

③ 大阪堺事件

「何を言っても違反」と聞き入れてもらえなかった。北野礼一・堺市議（61）が同日、同市役所で記者会見を開き、判決が「虚偽の自白押し付け」と認定した取り調べの経過を語った。

「これは公選法違反や。何を言っても違反」北野市議の説明によると、逮捕直後の取り調べで、府警の警察官からそう言われたという。

「宴会を企画したのは衆院解散前。支援者の慰労目的だ」と訴えたが、聞いてもらえなかった。

数日後、検察官の取り調べが始まった。釈明を繰り返したが、検察官は「なんば言うてもあかん」と聞き入れず、宴会に出席した支援者32人に触れて「正直に言わないと、あの人らの起訴されるかも」と迫った。

北野市議は「だんだん疲れてしまい、供応目的を認める内容の供述書に署名してしまった。拒否すれば勾留が延びるかもしれないという不安もあった」

と振り返った。

一方、宴会前に岡下議員が支援を求める挨拶をする場を設けた点について、判決が「軽率のそしりを免れない」と指摘したことについては「気にはなったので、議員のあいさつは飲食の前にした」と述べるにとどまった。^(注10)

(4) 冤罪を生む原因

① 密室による自白獲得中心の取り調べ

冤罪発生の原因の一つとして、被疑者と取調官数名だけによる、第三者のチェックが及ばない取り調べ制度が指摘される。密室で取調官はアメとムチを用いて被疑者に自白を迫るのである。その実態は前述(三)のとおりであり、そのような取調べに対して被疑者は無実であっても次のような「心理的状态」に陥って虚偽の自白を強いられるのである。

・取調べの場の圧力

心理的不安定を惹起する取調室という非日常的な空間、時には罵倒にも至る取調官の非難、そして犯人でなくても関係者であるがゆえに感じる事件に対する負い目といったものが被疑者追い詰め、結果無実の人をも自白させてしまう。

・弁解の空しさ

無実の者は黙秘権を行使せず自らの潔白を証明しようと懸命に弁明するが、それらは取調官に聞き入れられることなく被疑者に無力感をもたらすだけであり、結果強い諦めの念に捉われしまう。

・時間的見通し

否認している限り取り調べは続き、最大勾留期間23日間という期限ですら極限状態に置かれた被疑者にとっては忍耐の限界を超えているため、いつ終わるともしれない苦痛により被疑者は堪えきれなくなってしまう。

・否認することの不利益

否認することによる勾留期間の長期化、関係者への迷惑が自白による不利益に勝るように感じられ、また現状に絶対的な影響力を持つ取調官に迎合して虚偽の自白をしてしまう。

・いまの苦痛と遠いさきの悲劇

人間は利那的な感情に動かされやすく喫緊の苦痛を逃れるため、また後の訴訟過程で訂正可能だという希望的観測のもと、将来の不利益につながるような虚偽自白をしてしまう。

・無実の人は刑罰に現実感をもてない

無実の者は自らが逮捕されているという現状、取り調べにより最終的に導かれる刑罰というものに現実感が乏しく、自らの自白の重要性を意識することなく取調官の追及されるままに罪を認めてしまう。^(注11)

以上のような心理状態に陥ることは次の証言でも明らかである。

大阪高槻事件の実際の取調べでも、なぜ全員が自白をとられてしまったのか。後援会の会員の一人が証言している。

I氏「『ええ加減にせなあかん』と。むこう（警察）の言う通りにしたれ、と言わんばかりの電話がありました。私も、身体こわしてしまったらあかん、と思いましたのでね」

取り調べが進む中で、自白をしろ、と迫ったのはむしろ仲間内の人間だった。いったん自分が自白をしてしまうと、自分だけが悪者にならないように、そして事件を早く終わらせるためにも、まだ自白をしていない人に「自白をした方がいい」と促す。そして、捜査員の自白を決意した人に対しては極めて丁寧だ。

平田弁護士「否認するでしょ。そうすると何回でも呼び出します。ところが認めると、ちゃんと調書を作ってくれるんです。作文をしてくれます。それが地域社会に広まりまして、『それなら』という人が出てくるんです」

正直者が馬鹿を見る、という典型である。がんばることの無意味さを思い知らされて、だれもが自白に転じる。

大阪高槻事件を振り返るとき、起訴事実の2本の柱の一つである「宴会で京極氏が挨拶をした」という部分については、京極氏本人がキッパリと否定

していれば、検察は身動きが取れなかったはずだ。にもかかわらず、京極氏は「宴会に行った」と言ってしまった。「なぜ、そんな嘘を認めてしまったのか」と質問した記者に対して、京極氏は怒りをぶつけた。

京極俊明氏「あんたねえ。そういうこと言うけどね。あんたも記者という立場を離れて、巻き込まれて、一人でポンと放り込まれるとか、調べられたりしたら、みな、そうなりますよ。このごろ冤罪や、言うて無罪がようけ出てるでしょう。私はあれがわかる気がしますわ」と述べている。^(注12)

② 人質司法

1) 人質司法とは

人質司法とは捜査機関の筋書き通りに被疑者が「自白」しないと、被疑者をいつまでも拘束し続けることである。そのため、多くの被疑者が、家族や仕事のことが心配で、早く留置所から出たいという気持ちがまさり、公判の時に否認すればよいと考えて捜査機関がいうことを認めてしまうことになる。この長期の身体拘束を利用して自白を迫ることを人質司法と呼んでいるのである。^(注13)

2) 長い勾留

自白獲得のために、被疑者は長期間拘束され、逮捕後の勾留とその延長は常態化している。さらに、別件による再逮捕・勾留の繰り返しによって、法定された最大23日間（これでも長期間であるが）の起訴前拘束期間を逸脱す

通常第一審終局総人員の身柄状況

(平成18年)

区 分	終 局 総人員 (A)	勾 留 総人員 (B)	勾 留 期 間			保釈人員 (C)	勾留率 B A (%)	勾留率 C B (%)
			1月以内	3月以内	3月を超える			
地方裁判所	75,370	61,619 (100.0)	7,573 (12.3)	38,804 (63.0)	15,242 (24.7)	9,145	81.8	14.8
簡易裁判所	13,646	11,451 (100.0)	918 (8.0)	9,664 (84.4)	869 (7.6)	712	83.9	6.2

注 1 司法統計年報による。

2 () 内は、勾留総人員に対する構成比である。

図表③ 犯罪白書2007 57頁より引用

ることもしばしばである。

これに拍車をかけるのが、起訴後の勾留である。起訴後は、保釈制度があるにもかかわらず、裁判所は、検察側が主張する「証拠隠滅のおそれ」という理由で、安易に保釈請求を却下する。ほとんどの場合、公判での証拠調べが終わらないと保釈されることはない。

刑事訴訟法の条文にもかかわらず、保釈許可の前提として被告人が公訴事実を争わないことが事実上の条件となっており、被告人が否認すれば通常、長期間にわたって勾留される。その傾向は最近、悪化の一途を辿っている

志布志事件でも、被告人たちの勾留が異常に長いのが特徴だ。100日を超えてないのは、在宅起訴の永利忠義さんを除けば、懐俊裕さんだけ。それでも3カ月近い87日間。最も長いのは、中山さんの395日間で、次いで中山さんの妻シゲ子さんの273日間だ。「(買収を) やっていないといっても、聞き入れてもらえなかった」。このように元被告全員が取り調べ時に捜査員から自白を強要された、と訴えている。それに自白をしないと長期間保釈が認められず、逆に嘘でも自白すると保釈が認められるという「人質手法」と呼ばれる取り調べが行われたと多数の捜査関係者は話している。^(注14)

3) なかなか認められない保釈

同じく志布志事件において、裁判官は保釈許可を長期にわたって拒んだ。

第二回公判で公訴事実を争わなかった三人の被告が、保釈を許可された。勾留日数は60日を超えていた。一貫して否認した被告人は、検察官立証がほぼ終了した第九回公判の後にやっと保釈が許可された。勾留日数は150日を超えていた。元県議の妻の勾留日数は、273日と長期にわたった。元県議は、九回にも及ぶ保釈請求の末、ようやく保釈された。勾留日数は695日に及んでいた。

注目すべきは、勾留日数の長短が、自白しているか、否認しているかによって異なったという点である。日本の刑事裁判官は、否認する被告人の保釈を容易に認めようとしない「人質司法」の担い手なのである。ちなみに、刑事訴訟法89条は、本件のような事件は保釈請求があったときは保釈しなけれ

ばならない、と規定しているのである。

ところが、裁判官は、この例外として「証拠隠滅のおそれ」があるときは保釈しないでもよいとする刑事訴訟法の規定を濫用して、否認の被告人を勾留し続けるのである。本件のような無罪事件でさえ、「人質司法」は跋扈し、裁判官はこれに呪縛されている。まして、否認し無罪判決を主張する被告人の保釈は、容易でないばかりか、否認ゆえに反省がないとして実刑を覚悟しなければならないのが、悲しむべき裁判の実状なのである。^(注15)

(5) 冤罪発生防止策（試案）

① 可視化

「冤罪」発生の主たる原因の一つとなっているのは、「密室による自白中心主義」の取調べ制度にあることは疑う余地がない。防止のための法律の諸規定も「絵にかいたモチ」に過ぎない現状である。

その改善のためには、取り調べの様子を録音・録画することで、行き過ぎた捜査をチェックするようにするいわゆる「可視化」制度の採用が必然となる。

国際社会からも、我が国に対して、「取調べの可視化」が求められている。

1998（平成10）年11月、国際人権（自由権）規約委員会は、その最終見解において、「委員会は、刑事裁判における多数の有罪判決が自白に基づいてなされているという事実に深い懸念を有する。圧迫による自白が引き出される可能性を排除するため、委員会は警察の留置場すなわち代用監獄における被疑者の取り調べが厳格に監視され、また電気的な方法により記録されることを強く勧告する」と述べている。

2004（平成16）年1月には、世界最大の法律家団体ある国際法曹協会（IBA）が、日本国政府に対し、被疑者取調べにつき録音・録画による記録制度の導入を検討し、海外の調査を速やかに行うことを提言している。

最近では、2007（平成19）年5月18日、国連の拷問禁止委員会は、「警察

拘禁ないし代用監獄における被拘禁者の取調べが、全取調べの電子的記録およびビデオ録画などにより、体系的に監視されるべきである」と勧告している。

さらに、弁護人の立会いを含む「取調べの可視化」は、イギリス、オーストラリア、イタリアやアメリカの一部の州などで実施されており、東アジアにおいても、台湾においては、2000（平成12）年に、取調べの録音・録画と弁護人立会いが実現し、韓国においても、2007（平成19）年に取調べの録画・録音や弁護人の立会いを導入する刑訴法の大改正がなされ、2008（平成20）年1月から実施されることになっている。^(注16)

したがって我が国においても、取り調べの可視化がもたらすものとして、日本弁護士会は次のように主張する。以下そのまま引用する。

1) 検察官の自白の任意性立証が容易になる

取調べの録音・録画によって、検察官が供述の任意性を立証することは極めて容易となることはいうまでもありません。そして、現実には、任意性の争いは、イギリスの例がそうであったように、ほとんど消滅するでしょう。また、「言ってもいないことを書かれた」といった主張も姿を消し、権利告知がなされなかったといった取調手続きの違法が主張されることも少なくなるでしょう。要するに、適正な取調べがなされている限り、被告人が事実無根ともいふべき争いを法廷に持ち込む可能性は封殺されるわけです。捜査員が誤った非難を受けることはなくなり、適正な取調べを心がけている捜査官はこの制度によって保護されるのです。

2) 違法な取調が著しく減少する

また、取調べの可視化によって、捜査官による違法行為の可能性は著しく減少するでしょう。そして、仮に、そのような行為が行われれば、録音テープやビデオテープがその証拠として保全されることになるわけです。これによって、本来、任意性に疑いがあるものとして採用されるべきでなかった自白が、誤って証拠採用されるような危険 — それは、とりもなおさず、無実の者が有罪とされる危険といえますが — は著しく減少するでしょう。実際のところ、今日でも、暴力さえ伴う違法・不当な取調べが存在しています。これは、近時においても、そのような取調べの存在を認める判決例を見出すことができることから明らかです。今般の刑事司法改革において、これに完全に終止符を打たなければなりません。^(注17)

可視化反対論者からは、その理由がいくつか示されている。いわく、①衆人環視の中では、取調官と被疑者の間で信頼関係を構築して真実の供述を引き出したり、被疑者を真に反省悔悟させたりすることができない（信頼関係構築論ないし反省悔悟論）、いわく②組織犯罪者の中には、自分が話したことを秘匿してもらわなければ供述しないと言う者がおり、これら供述人を保護する必要がある（供述人保護論）、いわく③わが国の刑法は、主観的な要素を重視しているから被疑者の詳細な取調べが必要であり、これは可視化された環境では不可能である（実体法客観化論）などである。しかし、これら反対論の論拠は、既に推進論によってすべて論破されてしまっている。ところが、捜査当局は、可視化にあくまで反対の構えを崩さない。それはなぜであろうか。

理由は明白である。それは、取調べを可視化すると、現在行っている違法な取調べ手法が使えなくなるからである。上記のようなもっともらしい反対論の論拠は、反対の真の理由を包み隠すための隠れ蓑以外のなにもでもない。^(注18)

② 代用刑事施設の廃止

取調べを厳しくしている制度の一つとして代用刑事施設制度がある。

代用刑事施設制度とは、被疑者取調べ権をはじめとする捜査権限を持つ警察が、本来は、警察法及び刑事訴訟法の規定により、都道府県警察の警察官が逮捕する者又は受け取る逮捕された者を収容するため都道府県警察に設けられている留置施設を、逮捕・勾留された被疑者を収容し拘禁する施設として代用することを許す制度である。

この制度が代用刑事施設制度と呼ばれるのは、逮捕・勾留した被疑者を拘禁する本来的な場所として刑事訴訟法が定めているのは刑務所、少年刑務所及び拘置所を含む刑事施設であり、留置施設を用いるのは例外的な「代用」的措置にすぎないからである（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第15条第1項）。

では、刑事施設と留置施設とはどう違うのか。

まず制度上、本来的な設置目的と管轄官庁が違う。刑事施設は、逮捕・勾留された者（これを一括して未決拘禁者という）と死刑言い渡しを受けたもの等を拘禁する場所であり、法務省が管理している。これに対し留置施設は、前述のように都道府県警察の警察官が逮捕する者又は受け取る逮捕された者の逃走、自殺、通謀その他の罪証の隠滅を防止するため留置するのが本来の役割であり、警察庁または警察署に置かれる留置施設にあっては警察署長が管理している。

以上が制度上の違いであるが、では実際上の違いはどうだろうか。まず施設の所在場所が違う。刑事施設は警察とは全く別のところにある独立の建物だが、留置施設は前述のように警察署の建物の一劃にある。

また管理・処遇の点も違う。刑事施設では法務省矯正局系統の職員が管理・処遇にあたり、その際に適用されるのは主として監獄法及び監獄法施行規則である。これに対し警察留置場では、法律上の明文の根拠規定はないが、警察庁が管理・処遇にあっている。その際に適用されるのは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律のほか、主として被留置者の留置に関する規則（公安委員会規則）である。

このように法的根拠に相違があることもあって、刑事施設と留置施設とでは管理・処遇の面でかなり大きな差異が生じている。

その相違の種類や程度などは、場所や時期、さらにはケースによって異なっていて必ずしも一樣ではないが、刑事施設の方が留置施設よりも、食事の時間的一定性や食事内容、日用品購入や糧食差入れの自由性、入浴・運動時間や就寝時間の一定性などの点で、被疑者にとってかなり有利で暮らしやすいものとなっている。

このように管理や待遇の面で刑事施設と留置施設とではかなり差があるが、それは、留置施設では未決拘禁者の管理・処遇が、捜査機関による捜査の一環として行われることからくるのである。

そのため、例えば被疑者取り調べが終わらなければ、食事時間になっても食事を取らせず、また食事場所も房（部屋）でなく取調室ということになる。

また就寝時間も一応は八時となっているが、取り調べが終わらなければ眠らせない。その取り調べは夜の十時、十一時を過ぎることが日常茶飯事なのである。

代用刑事施設制度とは、見方を変えていえば、被疑者を密室内に監禁し、外部との接触を絶って自白させるための装置である。

警察署内の一劃にある留置施設は、厚い扉で隔てられた、外部の者が足を踏み入れることの許されない完全な密室である。被疑者の生活は、一日24時間つねに捜査当局の監視と管理の下に置かれ、捜査手続きの中に組み込まれる。

その結果として、代用刑事施設制度下の留置施設は、これまで述べてきたような暴力、脅迫、詐術・偽計を使った長時間に及ぶ取り調べを可能にしている。それだけではなく、留置場内の生活上の利便供与（面倒見）をダシに使った利益誘導的取り調べをも可能にしている。^(注19)

このように、代用刑事施設制度は、暴力、脅迫、詐術、利益誘導などの弊害と不可分な関係にあるが、それは、この制度が糾問的な自白追及システムの一環として積極的に組み込まれ、その中枢的装置として運用されていることに伴うものである。その意味で、その弊害は制度内在的なものなのである。

国際的にも代用刑事施設制度は問題になっており、「市民及び政治的権利に関する国際規約」を尊重しているかどうかをチェックする規約人権委員会（Human Rights Committee）は日本政府に対して、代用刑事施設制度の下では、取調べを担当する警察が、被疑者の身柄の管理を行うことになる。このような状況下では長時間に及ぶ過酷な取り調べ、自白の強要、あるいは警察官による被疑者の身体的・精神的暴力が行われる可能性を排除できないから、代用刑事施設制度は人権侵害の温床であるから、廃止すべきと勧告し続けているが、それに対して我が国政府は代用刑事施設の必要性について、次のように説明している。

わが国の刑事司法制度は、被疑者の取調べを含む細密な捜査と、その結果に基づきまして、厳格に検察官が起訴、不起訴の判断を行いますとともに、起訴前の被疑者の身柄拘束には、令状主義と、最長23日間の期間制限という、

厳しい限定を設けることを、その特徴としているところであります。したがって、そのような短い期間内に、被疑者からの十分な弁解の聴取、その他の捜査を迅速、かつ適正に実施しつつ、被疑者と家族、あるいは弁護士等との接見の便に資するためには、被疑者の勾留場所は捜査機関と近接したところであり、さらに、拘留場所に十分な数の取調室があるか、または、捜査機関と勾留場所までの護送に必要な要員が確保されている必要があるところであります。

現在、警察署は全国に約1270カ所あるところでございますけれども、いわゆる代用刑事施設を廃止した場合には、これに代わるべき、多くの刑事施設を増設する必要がありますけれども、これは巨額の費用を要するだけでなく、地域住民の反対によりまして、用地の取得がきわめて困難であるなどの状況下におきましては、全国津々浦々に刑事施設を設置することは、現実的にはきわめて困難であるというところであります。

したがって、現実の問題といたしましては、最長でも23日間という短い期間に、迅速、かつ適正に捜査を遂行するためには、いわゆる代用刑事施設制度しかありえないと考えております。

なお、わが国の刑事司法制度下におきましては、被疑者の逮捕は、現行犯の場合を除いて、裁判官の発する令状に基づいて行われます。被疑者の勾留は、すべての場合におきまして、裁判官が被疑事件に関する被疑者の陳述を聞いた後に発する、勾留状に基づいて行われるところであります。拘留場所については、裁判官が個別の事案ごとに、刑事施設や留置施設の位置、交通の便や収容能力、捜査遂行上の必要性、このような事情を総合的に判断して決定しているところであります。さらに、被疑者、または弁護人は、裁判所に対しまして、公開の法廷での勾留理由の開示を請求することができまして、また、勾留に不服があるときには、勾留の裁判に対し、準抗告による不服申し立てをしまして、その裁判の取り消し、または変更請求することができるとなっております。したがって、被疑者の拘禁は、厳格な司法審査のもとに行われておりまして、警察のみの判断で拘禁しているものではないかと存じます。^(注20)

③ 接見交通権の確立

被疑者は、逮捕されると、行動の自由を奪われ、不安に陥り、収入を失い、名声や名誉を失墜するというように、多くの不利益を受けます。前述のように、逮捕・勾留の目的は、逃亡の防止と証拠隠滅を防止して捜査を円滑に進めることにあり、それを超えて、被疑者に不利益を課してよいものではありません。被疑者段階での弁護権は、不必要な身柄拘束から被疑者の身柄を解放し、プライバシーの不当な侵害に対処し、また、供述の自由を確保する上で重要な役割を果たします。

弁護人の被疑者の利益を守る活動は、弁護人との接見があつてこそ可能となるので、弁護人との接見交通権は憲法34条の弁護権の必須の内容をなすといえます。

従つて次のような法規定があります。

憲法第34条 [抑留・拘禁に対する保障]

何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

刑事訴訟法

第39条 [被拘束者との接点・授受]

身体の拘束を受けている被告人又は被疑者は、弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者（弁護士でない者にあつては、第三十一条第二項の許可があつた後に限る。）と立会人なくして接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。

② 前項の接見又は授受については、法令（裁判所の規則を含む。以下同じ。）で、被告人又は被疑者の逃亡、罪証の隠滅又は戒護に支障のある物の授受を防ぐため必要な措置を規定することができる。

③ 検察官、検察事務官又は司法警察職員（司法警察員及び司法巡査をいう。

以下同じ。)は、捜査のため必要があるときは、公訴の提起前に限り、第一項の接見又は授受に関し、その日時、場所及び時間を指定することができる。但し、その指定は、被疑者が防禦の準備をする権利を不当に制限するようなものであつてはならない。

任意取り調べの段階でも迅速に弁護士の法的な助言を得られる機会を確保することが必要である。今まで犯罪とか警察と一切関係がなく、善良な市民生活を暮らしていた一市民が、当然、世間との関係を遮断された取調室で、心理的に追い込まれた状態を救うのは、弁護士との接見以外にない。「任意」の名に隠れた強制的な取り調べを遮断するのもまた弁護士の責務の一つである。従って取り調べの可視化、代用刑事施設制度の廃止、弁護士を中心とした接見交通権確立が冤罪防止の必要政策と考える。^(注21)

(6) 結びにかえて

① 選挙違反事件の特色

志布志事件・大阪高槻事件を特徴づけるのは、犯罪の発生を前提に、被告人の犯人性のみが否定されるのではなく、選挙違反という事件そのものの存在が否定されたことにある。事件性が否定される例としては、痴漢冤罪のように、錯誤や故意によって虚偽の被害申告がなされる場合や、事故死を他殺と見誤るように、犯罪以外の原因により、「結果」が発生している場合が考えられる。しかし両事件はそれらの類型とは異なり、選挙違反という具体的な被害者が存在しないにもかかわらず、捜査機関によってありもしない事件が立件されていった事例である。いわば完全なる「空中楼阁」として作り上げられた事件が、結果としては無罪判決を得たものの、裁判所に起訴されるに至ったことは、刑事司法実務に内在する問題の深さを強く表しているといえよう。^(注22)

なぜ選挙がこれらの対象になるかについて、前述の田中森一元検事は「カ

ネにまつわる検察庁の問題といえば、元大阪高検公安部長によって、調査活動費という経費が明るみに出たが、それ以外にもいろいろある。例えば捜査予備費というの、その一つだ。それは検察庁全体で二億円から三億円の年間予算があり、事件処理をする度に、その中から特別の報奨金が各地検に配られる。被疑者を一人起訴して公判請求すれば五万円、略式起訴なら三万円、起訴猶予でも一万円といったところだった。それらの大半が、地検の幹部の小遣いに化けるシステムである。

つまり、各地検は扱う事件の数が多ければ多いほど、この特別報奨金の分捕れる仕組みになっている。そこで、地検の幹部たちは逮捕者の多い選挙違反を好んであげるのである。

選挙ともなれば、市議員の選挙であろうが、県会議員のそれであろうが、秘書から後援者に至るまで、やたらと活動員を使う。国会議員の選挙ならなおさらだ。いきおい、一人の議員事務所を選挙違反で検挙すれば、少なくとも10人以上、多ければ100人を超える逮捕者が出る。それを片っ端から、処理していけば、自然に検察庁から金が転がり込んでくるのである。だから地検の検事正などはウハウハ。やたらと選挙違反をやりたがる。選挙違反率日本一の松山地検では、それがかなり露骨だった」と書いている。^(注23)このように一般の犯罪と違った選挙関係の特有問題も存在する。

また、選挙違反事件の取り調べが問題になりやすい原因としては、

- 1) わが国の選挙法の規定はあいまいであり、また現状と一致しない取締事項、例えば電話可、ファックス不可などが存在する。
- 2) 実際の選挙戦では、罪の意識が少ないため行われている違反行為(例えば戸別訪問)があり、法律を守っては当選できないという意識もある。
- 3) 逮捕、取り調べ初体験の人がほとんどで、取り調べに恐怖を感じ捜査官の言うままになる。
- 4) 選挙運動のための会合か日常生活上の懇親会か、つまり選挙運動と後援会活動の区別がつきにくい。
- 5) 候補者を当選させてやりたい熱心さのあまりの行為であると判断され、他の犯罪のように世間ではあまり非難されない。

6)買収等悪質なものを除くと略式裁判での罰金刑となり、そのことを捜査官から言われ「擬制自白」をする。

我が国選挙違反事件の背景には我が国選挙法の改正問題も存在する。

② 裁判官へ望まれること

取り調べ状態がいかなるものであっても、最終的な判断である判決をくだすのは裁判官である。

「任意なき自白」に基づく調査による起訴に無罪判決を各裁判官が連続して出せば、警察・検察側も無理な取り調べをしなくなると考えるのはあまりにも簡単過ぎる解答であろうか。裁判官には法の番人として具体的に次のようなことが望まれるのではないか。^(注24)

1) 裁判所は捜査過程をよく吟味し、任意性に疑いのある自白や、違法な捜査手続きで収集した証拠物、さらにはそのような証拠物に関して行った鑑定を証拠から排除することが必要である。そのためには、前述のように全面的な証拠開示がまず必要であるが、それだけでなく、違法な捜査が行われたことの十分な証明を被告人側に求める現在の審理の仕方をあらためること、捜査官の供述を安易に信用する姿勢をあらためることなども必要である。

2) 自白の信ぴょう性を評価する際には、予断を持たず、虚偽自白のもつ内容的特徴、すなわち変転性、矛盾性、不合理性、非常識性、希薄な体験性、「秘密の暴露」の欠如、客観的証拠との不一致性、異様に詳しい供述などの点に細心の注意を払い、その虚偽性を看破するようつとめることである。

3) 自白依存の事実認定を避けること、とりわけ被告人と犯行とを結びつける証拠として、自白以外の証拠が必ず必要だとすることである。現在は被告人と犯行とを結びつける証拠は自白だけでもよいと解釈されているが、これだと冤罪=誤判を防ぐことができないからである。

4) 被告人以外の第三者の供述を証拠としようとするときには、その者を法廷に呼んで直接に聞き出すべきで、捜査段階で捜査官が取り調べて作った供

述調書で代用することは厳しく制限すべきである。

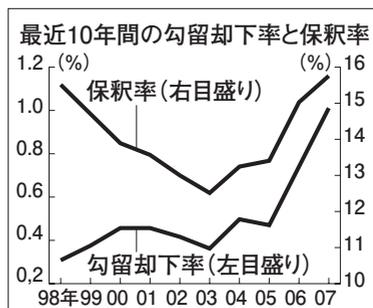
現在でも法律上は一応の制限はある（伝聞証拠の排除）が、しかし実際には、その制限が緩やかに運用されている。そのため、供述調書がほとんど無制限に法廷に出され、有罪証拠とされている。しかし、このやり方だと捜査官が一定の心証にもとづいて作った調書が主役となるため、捜査官の誤った心証をチェックしにくい。

5) 裁判所は、能率的、効率的に審理を進めるよりは、自ら直接に被告人の主張、言い分、弁解によく耳を傾け、そのなかから真実を汲みとるよう心がけるべきである。

喜ばしいことに冤罪発生の原因の一つと考えられる「人質司法」に近年改善の兆しが現れており、勾留却下率と保釈率上昇傾向などがその例として挙げられよう。

これは、公判前整理制度が原因の一つであると考えられる。捜査当局が容疑者から自白を得るために否認している間は勾留を続ける「人質司法」と批判される手法が、変わりつつある。わずかだが、勾留が却下されたり、保釈されたりする割合が高まっており、日本弁護士連合会からも「改善の兆しが見えてきた」という声が聞こえてくる。来年5月に始まる裁判員制度が影響しているという。

逮捕後、裁判官が身柄拘束の必要がないと判断した「勾留却下率」は10年前の97年は0・26%だったが、07年は0・99%。78年以降で最高水準に上がってきた。また起訴から判決までの間に被告が保釈された割合を示す「保釈率」は07年は15.8%。学生運動が盛んで微罪での逮捕件数が多かった当時は5割を超えた年もあったが、年々下がり、03年の12.6パーセントが最低。その後は上昇傾向だ。（図表④参照）



図表④ 朝日新聞 平成20年4月20日

刑事裁判制度に大改革をもたらす裁判員制度の施行を目前に控えた今日、関係者は「冤罪」の発生原因を多角的に考察し、その原因の除去のための諸制度の改善が急務となっている。法は一部の為政者や関係者のために存在するのではなく、国民すべての幸福な生活のために存在する。「真犯人は一人たりとも取り逃がしてはならない」と同時に「一人たりといえども、誤って無辜の者を処罰してはならない」というのが刑事裁判の根本精神であり、それが人権尊重の日本国憲法の基本理念でもある。

注

- (1) 朝日新聞 平成19年7月9日
- (2) その他最近の無罪事件の主なものとしては以下のようなものがある。
 - ① 北九州市兄殺人放火事件 実兄の殺人放火は無罪、窃盗と威力業務妨害が有罪
 - ② 北方事件 女性3人殺人事件。別件での逮捕者、地裁高裁共に無罪
 - ③ 広島放火殺人事件 広島市西区の母親宅を保険金目的で放火し、母親と自分の娘2人を殺害したなどとして殺人、現住建造物等放火、詐欺などの罪に問われ、死刑を求刑されていた元会社員中村国治被告(37)について、広島地裁は『疑わしきは被告人の利益に』という考えから灰色ではあるが無罪と判決
 - ④ 大阪地裁所長襲撃事件 平成16年2月16日午後8時35分ごろ、大阪市住吉区の路上で、地裁所長だった鳥越健治さん(65)が男のグループに襲われ、現金約6万3000円を奪われた上、骨盤骨折の重傷を負った事件について少年を含む計5人の被告全員無罪確定
 - ⑤ 痴漢事件については、長崎事件弁護団『なぜ痴漢えん罪は起こるのか Genjinブックレット—検証・長崎事件』現代人文社2001年12月、痴漢えん罪被害者ネットワーク『Stop!痴漢えん罪Genjinブックレット—13人の無実の叫び』現代人文社2002年11月など参照
- (3) 小田中聡樹『冤罪はこうして作られる』講談社 1993年4月 19頁、21頁
- (4) 本木順也「鹿児島県議公選法違反事件を振り返って」『季刊刑事弁護』No.52号 83-84頁

- (5) 里見繁「自白調書はこうして作られた 大阪・高槻市-147人の自白調書」『冤罪File02号』52-54頁
- (6) 朝日新聞 平成19年11月22日
- (7) 鹿児島地方裁判所 刑事部 平成19年02月23日 公職選挙法違反被告事件 事件番号平成15(わ)217
- (8) 産経新聞 平成20年3月18日
- (9) 前掲(5) 56-57頁
- (10) 朝日新聞 平成19年11月23日
- (11) 浜田寿美男「自白の心理学」岩波新書 2001年 93-106頁の要点をまとめた
- (12) 前掲(5) 56-58頁
- (13) 前掲(3) 101頁
- (14) 朝日新聞鹿児島総局「「冤罪」を追え」朝日新聞出版 2008年 84-85頁
- (15) 石松竹雄「えん罪を生む裁判員制度」現代人文社 2007年8月 81頁
- (16) 東京弁護士会法友会「司法改革の現状と課題」現代人文社 2008年1月 126頁
- (17) 日本弁護士連合会「取調べの可視化(録画・録音)で変えよう、刑事司法！」現代人文社 2004年3月 57頁
- (18) 木谷明『鹿児島選挙違反事件にみる密室取調べの弊害』法学セミナー603号 79頁
- (19) 前掲(3) 97-98頁
安田好弘弁護士も逮捕・勾留された体験から代用刑事施設廃止を主張されている。「なぜ、いま代用監獄か—えん罪から裁判員制度まで—」岩波ブックレット669号参照
- (20) 日本弁護士連合会「日本の人権21世紀への課題—ジュネーブ1998国際人権(自由権)規約第4回日本」現代人文社 1999年 113-114頁
- (21) 朝日新聞 平成19年3月17日
- (22) 季刊刑事弁護52号判例レビュー 139頁
- (23) 田中森一「反転 闇社会の守護神と呼ばれて」幻冬舎 2007年6月 89-90頁
- (24) 高松・仙台両高検検事長を務めた大塚清明弁護士は「捜査いろは唄」を発表、検事に必要な心得や技術を説いている。その一部を抜粋すると、

- [ろ] 論よりも 物が決め手と 心得よ 供述にのみ よると転ばん
[ち] 調書とは 人に読ませる ものならば 独り合点を 避け紛れなく
[わ] 我が身をば 相手の立場に 置いてみて 納得いくまで 供述吟味

(産経新聞 平成20年8月26日)

このような心得で捜査にあたってもらえば冤罪も減ると考えられる。大阪府警は平成20年9月から本部と20署で被疑者取調べ監督官制度を採用する。取調室を1日3回巡回し透視鏡で中の様子を見たり、取調べ報告書の確認して、無理な取り調べがないかチェックをする制度である(朝日新聞 平成20年8月27日)。だが、この制度には警察官による相互監視という課題が存在するのではないか。

参考文献

- ・渡部保夫「無罪の発見」勁草書房 1992年
- ・今村核「冤罪弁護士」旬報社 2008年1月
- ・水谷規男「疑問解消 刑事訴訟法」日本評論社 2008年
- ・椎橋隆幸「プライマリー刑事訴訟法(第2版)」不磨書房 2008年
- ・芦部信喜「憲法 第4版」岩波書店 2007年
- ・福田ますみ「でっちあげ—福岡「殺人教師」事件の真相—」新潮社 2007年
- ・石田文之祐「冤罪司法の砦!ある医師の挑戦 奈良医大贈収賄事件」現代人文社 2007年
- ・現在我が国選挙制度の諸問題については、久禮義一「現代選挙論」萌書房 2001年4月 を参照